

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
ゆめみなみ乳腺クリニック	井上内科皮膚科クリニック 福山天満屋	広島市南区皆実町五丁目一〇番二六号	福山市元町一一八階		令和七・七・一				

令和七年六月二十四日

依田 泰

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

アルファ歯科プラス	名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
			広島市中区八丁堀一五番六号ちゅうぎんビル八階			令和	七	七	二二	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

							ププレひまわり薬局 本庄店	名 称
							福山市南本庄一丁目一〇番一―号	所 在 地
							令和 七・七・一	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]